

令和7年
6月1日(日)
から

農作業においても 熱中症対策が義務化されます！



問 農業政策課 ☎内線1513

労働安全衛生規則の改正により、農業法人を含むすべての事業者に対し、熱中症対策が義務化されます。熱中症の危険性が高まる季節に備え、安心して働ける環境を整備しましょう。



《 事業者 に義務付けられること 》

一定条件の高温環境で働く労働者を守るため、次の取り組みが事業者 に義務化されます。

① 報告体制の整備

体調不良を訴えたり、熱中症の疑いがある症状を確認した場合に、速やかに報告できる体制を整える。

② 手順の作成

熱中症が疑われる場合の対応手順を事前に作成し、迅速かつ的確な判断ができるようにする。

③ 関係者への周知

報告体制や対応手順について、労働者を含む関係者全員に対して事前に十分周知する。



▲対応手順の参考例
厚労省リーフレットより▶



《 熱中症予防の基本～農作業中～ 》

- ◆ 単独作業は避ける
- ◆ 高温時の作業は極力避ける
- ◆ こまめな休憩と水分補給
- ◆ 熱中症対策アイテムの活用(ファン付きウェア、ネッククーラー、経口補水液、ミストファン等)

農水省HP▶
「熱中症対策」



地域包括支援センターだより ささエール Vol.31

～介護保険申請の流れ～



介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります

① 要介護認定の申請

高齢福祉課への申請が必要です(本人のほか家族でも申請可)。申請書には主治医を記入する欄があるため、かかりつけ医の病院名、主治医の名前を確認しておきましょう。本人や家族に代わって、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に手続きを代行してもらうことができます。

【要介護認定を申請できる人】

- ◆ 65歳以上の人
- ◆ 40～64歳の人で、加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる16疾病に該当した方

② 認定調査～判定

市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。また市から主治医に意見書の作成を依頼します。その後認定調査と主治医の意見書をもとに審査・判定が行われます。

③ 認定(申請から1カ月ほどかかります)

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度(要介護1～5、要支援1～2)」が決まり、要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。要介護認定には該当しないと判定された時は「非該当」となります。

要介護認定に該当しない人向けの、介護予防のためのサービスもあります。日常生活に支援が必要になったり、認知症の疑いがあるなど、日常生活がこれまでのように過ごせないと感じたときは、地域包括支援センターへご相談ください。



▲詳しくは市HPへ

ご相談はこちら ▶ 牛久市地域包括支援センター ☎878-5050、牛久市地域包括支援センター 博慈園 ☎871-5110

はくじえん